

令和4年12月定例会一般質問

通告 5

質問 学校給食費の未納問題について

答弁 常に改善を図り対応してまいりたい

4 番 山口 雄彦 議員

【質問：山口 雄彦 議員】

4 番、山口雄彦です。学校給食費の未納問題について質問いたします。

学校給食は児童生徒に栄養のバランスの取れた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを大きなねらいとして行われる教育活動であり、毎日の食事を通して好ましい人間関係を築く場であり、児童生徒の健康で充実した生活を送る能力を身につけさせる活動であります。

この児童生徒の健全な成長に重要な役割を果たしている学校給食については、昨今の社会情勢による食材料費の高騰により、献立作成や食材の調達には大変苦勞をされていることと推察いたしますが、全国的に給食費の未納問題が存在し、多くの市町村で慢性的に抱えている課題であります。

このような状況の中、多くの保護者の皆様には学校給食への理解をいただき、給食費を遅延なく納めていただいておりますが、さまざまな家庭の事情で支払いが滞っている世帯もあります。

平成 21 年度の国の調査では、未納者割合が約 1.2%、未納総額年間約 26 億円と推定されており、当町におきましても令和 3 年度の実績で、未納者割合が約 1.6%、未納額で約 210 万円となっております。

公平公正な観点から申し上げますと、保護者の皆様には給食費を遅延なく納めていただくことが大切であり、安定的な給食の供給につながるものと考えます。

給食費滞納の主な要因は、全国的に保護者としての責任感や規範意識の欠如や経済的な問題と考えられておりますが、当町の実態をどのように捉えているのでしょうか。

保護者としての責任感や規範意識の欠如が要因であるなら、毎月納めている保護者からすると大変不公平なこととなります。

今一步踏み込んだ徴収方法を検討していただき、公平公正な徴収体制の確立に努めて



いただきたいと思います。

また、要因が経済的な問題であるならば、町としてもできる限りの援助、サポートを行い、あわせて就学援助制度について該当されるのに制度を知らないというケースがないように、積極的な周知を図っていただきたいと思います。

さらに前段で述べた主な要因以外にも、さまざまな家庭事情や社会的背景が要因になっている場合も考えられますので、町民生活部などとの福祉的なフォロー体制も考慮し、町にとっても保護者にとっても、さらに児童生徒のためにも最良となる方法で取り組んでいただきたいと思います。

当町の給食費未納の実態及び対処方法について教育長のお考えをお聞かせください。

【答弁：教育長】

山口議員御質問の学校給食費の未納問題について御答弁申し上げます。

中標津町の学校給食は、昭和 41 年度の学校給食提供開始時から公会計による運用により安定的に給食提供しており、現在、小学校、中学校義務教育学校のほか、計根別幼稚園、中標津農業高校に 1 日約 2,200 食を提供しているところです。

この学校給食にかかる保護者の負担金収納率については、平成 26 年度以前の現年度分収納率は 97% 台でありましたが、平成 27 年度から保護者に対し学校給食申込書の提出について義務付けを行ったところ、当該年度以降は 98% 台で推移していることから、この申込書が給食費負担金の自主納付に対して、啓発意識付けとなっているものと考えております。

学校給食費負担金の納入は、口座振替や納入通知書による納付が原則となっておりますが、納期を過ぎても未納となっている保護者に対しては、文書及び電話による催促のほか、個別訪問による徴収を実施しているところです。

この個別訪問による徴収時には古い年度分から納めていただく対応となっておりますが、納入額は最低でもひと月以上とするなど、早い段階で、現年度分に追いつくようお願いするほか、あわせて各家庭の生活実態を確認し、就学援助制度及び児童手当からの充当納付について周知を行い手続きをしていただけるよう促しております。

また、生活保護世帯に対しては、平成 28 年度に開始した生活保護費からの代理納付について町福祉課及び社会福祉事務所と連携し推進しているところです。

議員御指摘のとおり、給食費負担金未納の実態として、保護者の責任感や規範意識の欠如のほか、福祉的支援が必要な家庭及び多重債務等で生活に困窮されている家庭があることは、当町においても大きな要因となっていることから、今後におきましても、町

民生活部及び関係機関と連携の上、収納率向上のための対応を継続して行ってまいります。

さらに、毎月配付しております献立表や広報紙において、納付に困っている場合の相談先についても明記し周知するなど、新たな未納者の発生を防ぐことも必要と考えております。

未納となっている給食費負担金の今後の徴収については、現在行っている対応に加え、悪質な場合は法的措置を検討するとともに、他の自治体が行っている効果的な事例を参考に、より良い方法を調査研究の上、常に改善を図り対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。